

「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理」の一部改定について 新旧対照表 H29.9

現行(旧)	改定(新)	備考
<p>微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定を用いた品質管理について</p> <p>第1 目的</p> <p>微破壊・非破壊試験を用いた品質管理手法(以下、「本手法」という。)は、微破壊・非破壊試験を用いてコンクリート構造物の強度が適正に確保されていることを確認するために行うものであり、この手法を活用した施工管理や監督・検査の充実を図ることでコンクリート構造物の適正な品質確保をめざすものである。</p> <p>(略)</p> <p>第4 試験に要する費用</p> <p>試験に要する費用は、別途技術管理費に積み上げ計上すること。</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>この通知は、平成24年11月1日以降に予算執行伺の決裁を行う工事から適用する。</p>	<p>微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定を用いた品質管理について</p> <p>第1 目的</p> <p>微破壊・非破壊試験を用いた品質管理手法(以下、「本手法」という。)は、微破壊・非破壊試験を用いてコンクリート構造物の強度が適正に確保されていることを確認するために行うものであり、この手法を活用した施工管理や監督・検査の充実を図ることでコンクリート構造物の適正な品質確保をめざすものである。</p> <p>(略)</p> <p>第4 試験に要する費用</p> <p><u>試験に要する費用は、当該工事に適用する年度の積算基準書によること。</u></p> <p><u>平成24年度から平成28年度の積算基準書を適用した工事の試験に要する費用は、別途技術管理費に積み上げ計上する。</u></p> <p><u>平成29年度の積算基準書を適用した工事の試験に要する費用は、技術管理費の共通仮設費率に含まれるため、積み上げ計上しない。</u></p> <p>(略)</p> <p>附則 (平成24年10月26日付け通知 土技第693号)</p> <p>この通知は、平成24年11月1日以降に予算執行伺の決裁を行う工事から適用する。</p> <p>附則 (平成29年9月20日付け通知 土技第641号)</p> <p><u>この通知は、平成29年7月1日以降に予算執行伺の決裁を行う工事から適用する。</u></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>追加 改定</p> <p>追加</p> <p></p> <p>追加</p> <p>追加</p>

現行(旧)	改定(新)	
<p>非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理について</p> <p>第1 目的</p> <p>非破壊試験を用いた品質管理手法(以下、「本手法」という。)は、非破壊試験を用いてコンクリート構造物の鉄筋の配筋状態及びかぶりが適正に確保されていることを確認するために行うものであり、コンクリート構造物の適正な品質確保並びに施工管理や監督・検査の充実を目指すものである。</p> <p>(略)</p> <p>第4 試験に要する費用</p> <p>試験に要する費用は、別途技術管理費に積み上げ計上すること。</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>この通知は、平成24年11月1日以降に予算執行伺の決裁を行う工事から適用する。</p>	<p>非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定を用いた品質管理について</p> <p>第1 目的</p> <p>非破壊試験を用いた品質管理手法(以下、「本手法」という。)は、非破壊試験を用いてコンクリート構造物の鉄筋の配筋状態及びかぶりが適正に確保されていることを確認するために行うものであり、コンクリート構造物の適正な品質確保並びに施工管理や監督・検査の充実を目指すものである。</p> <p>(略)</p> <p>第4 試験に要する費用</p> <p><u>試験に要する費用は、当該工事に適用する年度の積算基準書によること。</u></p> <p><u>平成24年度から平成28年度の積算基準書を適用した工事の試験に要する費用は、別途技術管理費に積み上げ計上する。</u></p> <p><u>平成29年度の積算基準書を適用した工事の試験に要する費用は、技術管理費の共通仮設費率に含まれるため、積み上げ計上しない。</u></p> <p>(略)</p> <p>附則 <u>(平成24年10月26日付け通知 土技第693号)</u></p> <p>この通知は、平成24年11月1日以降に予算執行伺の決裁を行う工事から適用する。</p> <p>附則 <u>(平成29年9月20日付け通知 土技第641号)</u></p> <p><u>この通知は、平成29年7月1日以降に予算執行伺の決裁を行う工事から適用する。</u></p>	<p></p> <p>追加 改定</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p>